

議案第 75 号

八幡浜市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和元年 12 月 3 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市社会体育施設条例の一部を改正する条例

八幡浜市社会体育施設条例（平成 22 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第 2 条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 2 条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
双岩体育館	八幡浜市若山 1 番耕地 330 番地 1	双岩体育館 双岩グラウンド	八幡浜市若山 1 番耕地 330 番地 1
(略)		(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

双岩グラウンドを四国電力株式会社八幡浜事業所等の移転用地として売却することに伴い、所要の改正を行うため。

